

# 平成28事務年度 金融レポート

## 主なポイント



平成29年10月

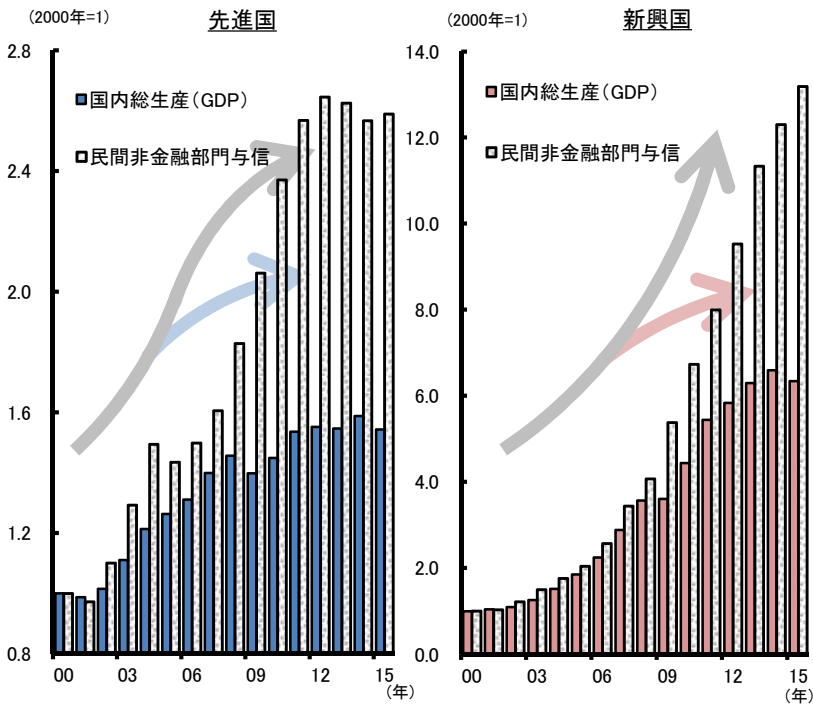
金融庁

# I. 金融システムの健全性確保と金融仲介機能の発揮

## 世界経済・金融市場動向

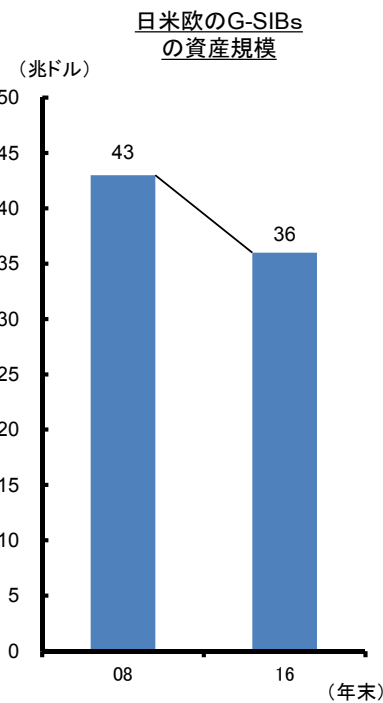
- 民間非金融部門に対する与信の伸びは経済成長を上回るペースで拡大
- 金融規制強化等により、先進国の銀行セクターの規模は縮小する一方、ノンバンクの規模は拡大
- 多くのリスク性資産の価格が上昇を続けており、また、金融市場のボラティリティは歴史的にも低い水準
- 世界経済は回復基調だが、今後の金利状況の変化等が経済・市場に与える影響について注視する必要

GDPと民間非金融部門与信の関係



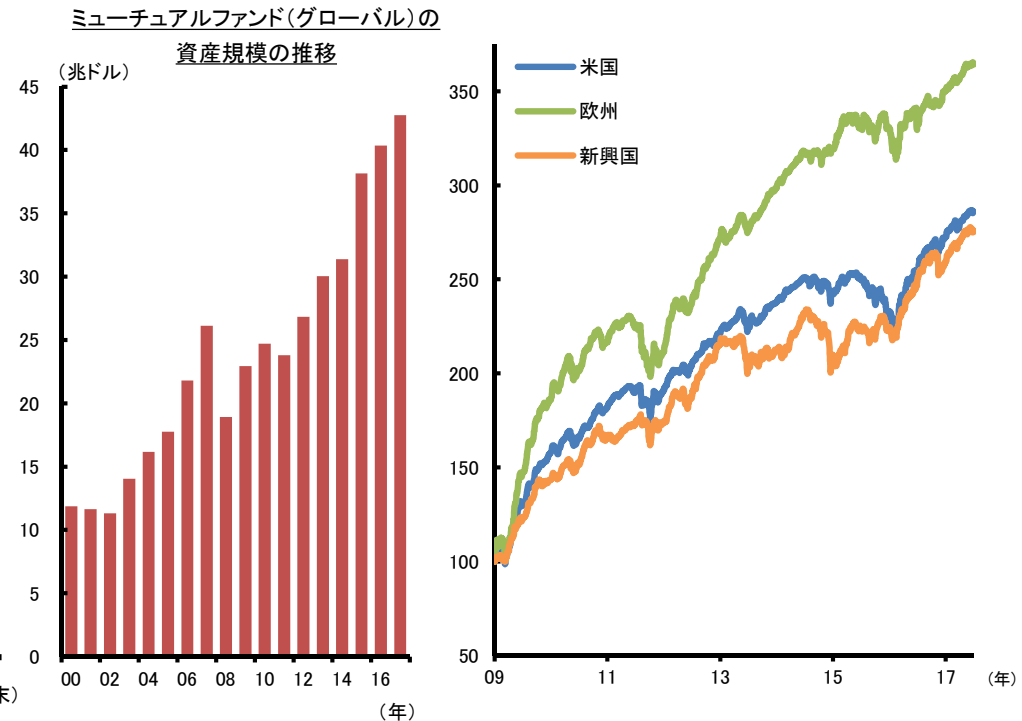
(注1) 先進国は、日、米、英、ドイツ、フランス。新興国は、ブラジル、ロシア、中国、インド。  
(注2) GDPは、各国の名目GDPをドル建換算し、合計したもの。  
(資料) 国際連合、BISより、金融庁作成。

先進国の銀行セクターとノンバンクの資産規模



(注) 日本は、年度末の計数。  
日本以外の国は、その年の12月末の計数。  
(資料) Bloombergより、金融庁作成。

ハイイールド債価格の推移



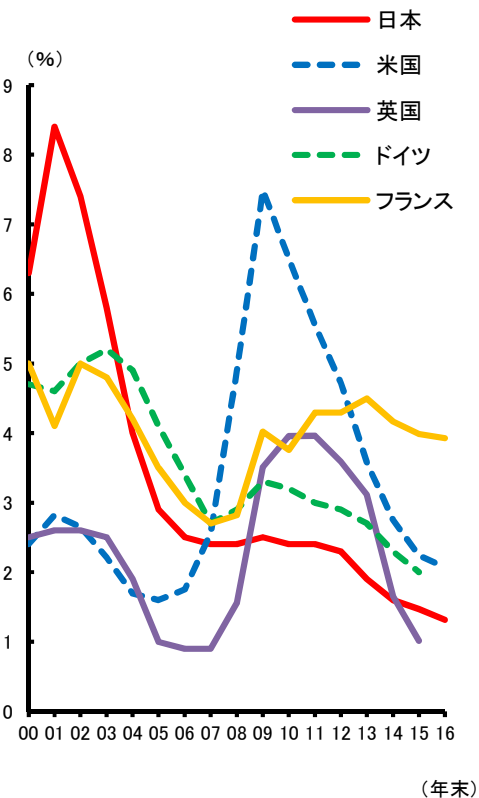
(注) 2015年にデータ定義変更。  
(資料) Investment Company Instituteより、金融庁作成。

(注1) Bloomberg算出のハイイールド債インデックス。  
(注2) 2009年1月を100として指数化。  
(資料) Bloombergより、金融庁作成。

# 我が国の預金取扱金融機関の現状

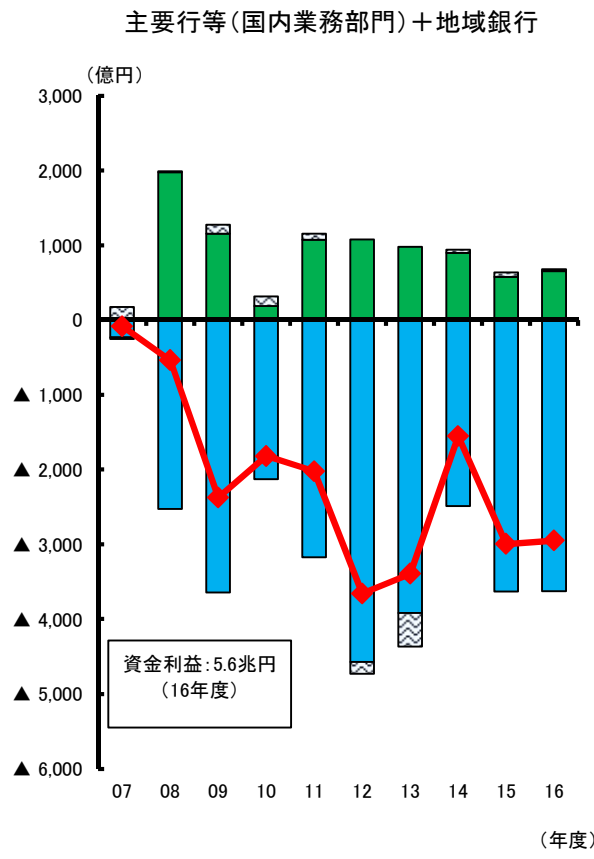
- 預金取扱金融機関の不良債権比率は、歴史的にも国際的にも低い水準
- 収益の主体である国内資金利益は、貸出利鞘の縮小から減少が継続。持続可能なビジネスモデルの構築が課題
- 円金利リスク量は、地域金融機関で拡大傾向。自己資本対比で地域銀行は主要行等の約3倍、信用金庫・信用組合は約4倍
- 世界的な経済・市場の動向に不確実性がある中、金利リスク等の適切な管理が重要

## 不良債権比率の推移



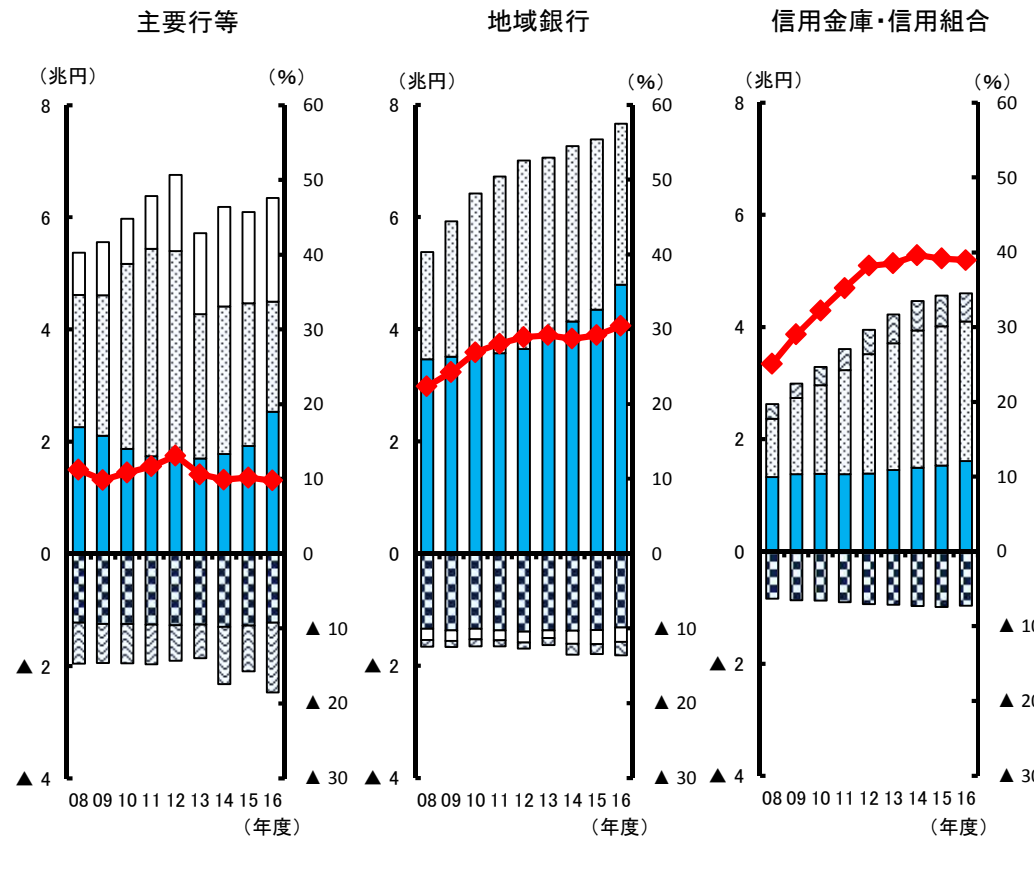
(注) 日本は、年度末の計数。  
日本以外の国は、その年の12月末の計数。  
(資料) CEICより、金融庁作成。

## 資金利益(株式除く)の増減要因



(資料) 金融庁

## 円金利リスク量の推移

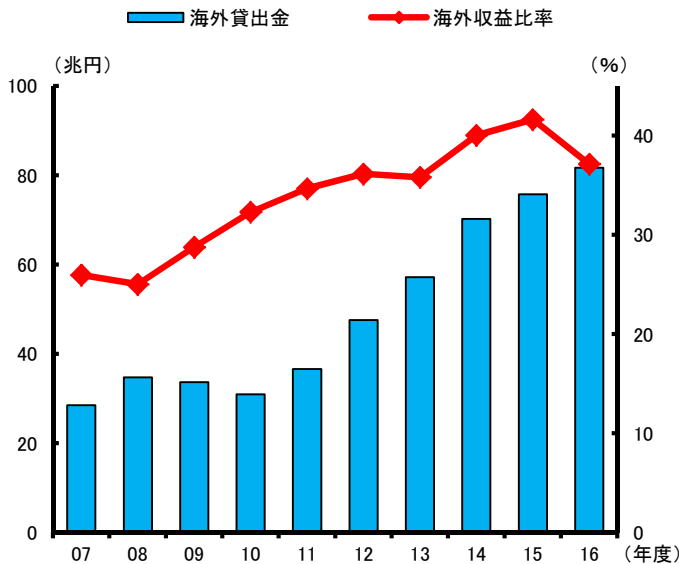


(注) 円金利リスク量は、金利がパラレルシフトで1%ポイント上昇した場合の現在価値の変化。  
(資料) 金融庁

## 3メガバンクグループ

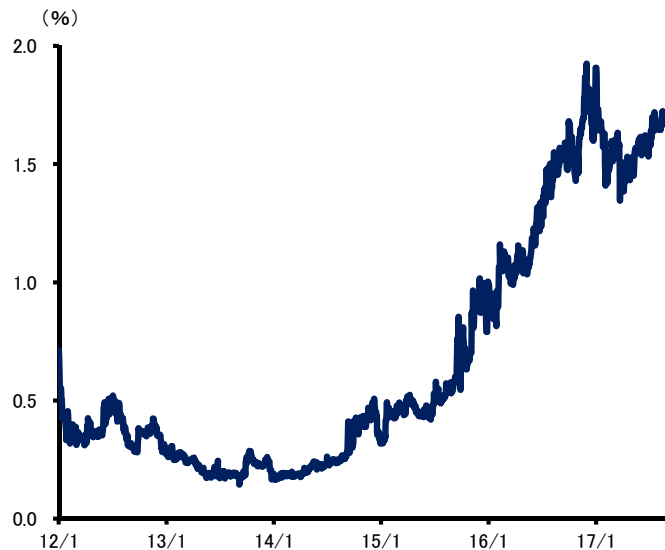
- 3メガバンクグループの自己資本・収益は安定的に推移しているが、海外業務の急拡大に伴い、世界経済・市場環境の変化に対する機動的な資産管理や安定的な外貨調達確保が課題。国内においても、低金利環境の継続を前提とした貸出が拡大しており、規律ある審査や期中管理が必要
- グループ連携ビジネス(銀行、信託、証券等)の拡大により、利益相反管理や優越的地位の濫用防止の重要性が増加。持株会社の適切な関与の下、顧客本位の業務運営が浸透することが重要
- テクノロジーの進化等金融を取り巻く環境への対応を遅れることなく実行できる質の高いガバナンスの構築が重要
- 政策保有株式の保有比率は、依然として欧米と比べ高い。株価変動リスクの軽減が引き続き重要な課題

3メガバンクの海外貸出金と海外収益比率の推移



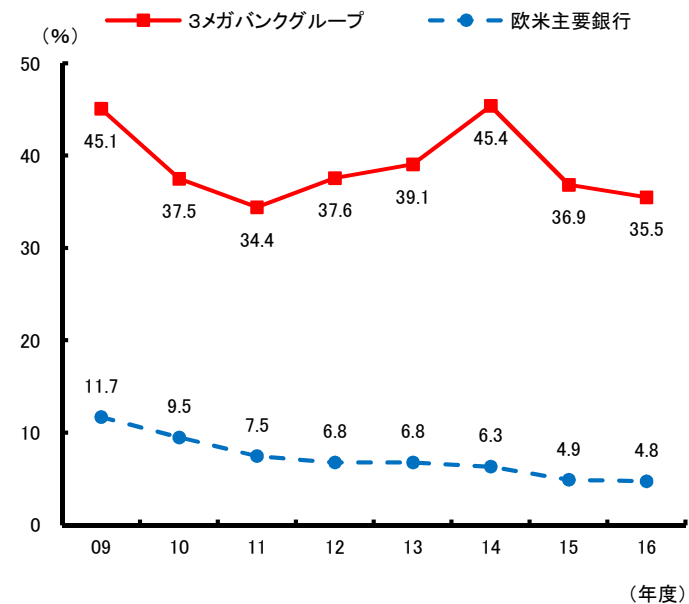
(注) 海外貸出金は、国際業務部門の貸出金(平残)。  
海外収益比率は、業務粗利益全体に占める国際業務部門の割合。  
(資料) 各社公表資料に基づき、金融庁作成。

ドル調達コストの推移



(注) ドル調達コストは、短期(3ヶ月)の為替スワップによる円投ドル転コスト。  
(資料) Bloombergより、金融庁作成。

3メガバンクグループと欧米主要銀行の株式保有比率の比較



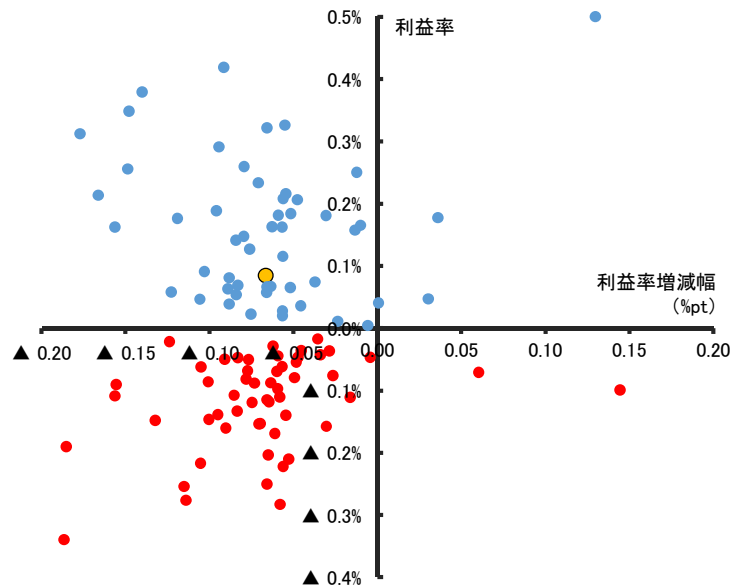
(注) 株式保有比率 = 株式保有残高(時価) ÷ Tier1(各期末時点)。  
上記欧米主要銀行は、G-SIBsから、中国の4行と3メガバンクグループを除いた23行。  
(資料) 各社公表資料等に基づき、金融庁作成。

## 地域金融機関 (1/2)

- 現状、地域銀行のバランスシートの健全性に問題はないが、貸出利鞘の縮小により、本業利益(貸出・手数料ビジネス)がマイナスとなる銀行が年々増加
- ハイリスクな有価証券運用、不動産融資(アパート・マンションローンを含む)の拡大等により、足下の利益を確保する動き
- ビジネスモデルの持続可能性に懸念のある地域金融機関が増える一方、経営改革に取り組む先も徐々に増加

### 顧客向けサービス業務の利益率とその増減幅 (2016年3月～2017年3月)

2017年3月期の本業利益は、ほとんどの地域銀行で減少しており、過半数の銀行でマイナス



(注1) ● は地域銀行106行の平均値

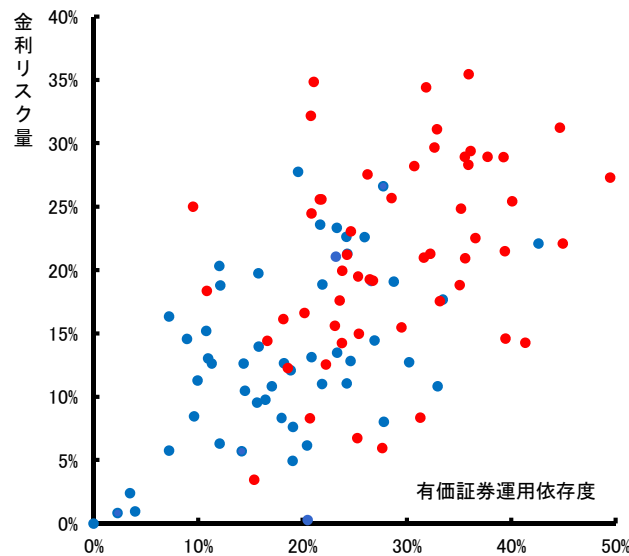
(注2) 顧客向けサービス業務の利益率

$\text{利益率} = (\text{貸出残高} \times \text{預貸金利回り差} + \text{投務取引等利益} - \text{営業経費}) / \text{預金(平残)}$

(資料) 金融庁

### 金利リスク量と有価証券運用依存度の状況 (2017年3月)

本業利益がマイナスとなっている地域銀行の多くは有価証券運用への依存を高め、金利リスク量も増加



赤点: 顧客向けサービス業務の利益率(2017年3月)がマイナスの銀行

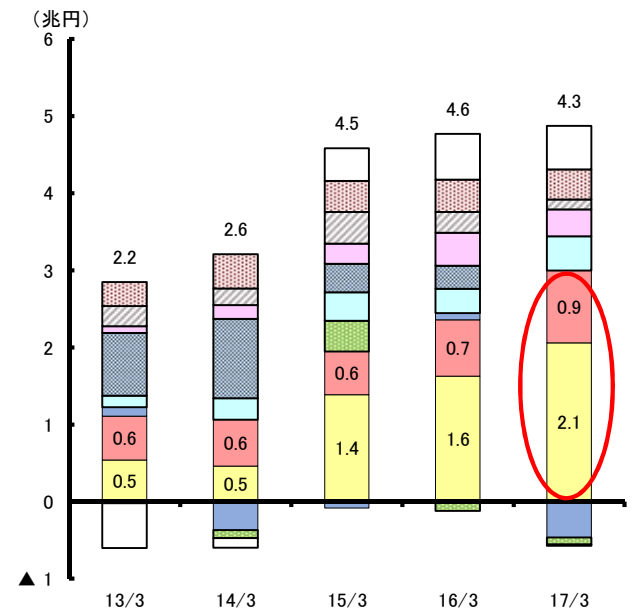
青点: 顧客向けサービス業務の利益率(2017年3月)がプラスの銀行

(注) 有価証券運用依存度 = 有価証券利息配当金 / (業務粗利益 - 債券5勘定戻)  
金利リスク量 = (円債・外債100BPV) / 自己資本

(資料) 金融庁

### 法人向け貸出増加額(前年比)の業種別内訳の推移

法人向け貸出残高の増加分の多くは、不動産業やアパート・マンション向け融資



■ 不動産業(個人貸家業除く)

■ 製造業

■ 電気・ガス・水道業

■ 運輸業・郵便業

■ 医療・福祉

■ 個人貸家業

■ 卸・小売業

■ 金融・保険業

■ 物品賃貸業

■ その他

(資料) 金融庁

## 地域金融機関 (2/2)

### ■ 企業アンケート調査(回答数8,901社)によれば、

- 銀行は総じて、格付けが低い企業への取組みが不十分
  - ✓ 銀行による企業への訪問は、債務者区分が下位になるほど減少
  - ✓ 担保・保証がないと融資に応じてくれないとする企業は、全体の4割(要注意先以下で5割強、正常先上位でも2割強)
  - ✓ 過去1年以内に資金繰りに困った企業のうち特段支援を受けていない先は、全体の約3割(要注意先以下で約4割)
- 貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行は、経営上の課題や悩みの把握、提供するサービスの効果の双方において、利回り低下幅の大きい銀行よりも顧客企業から比較的高い評価を得ている
- 政府系金融機関との取引を選択した理由のトップは、借入れ条件の良さ

### メインバンクによる取組みの評価

項目	全回答	正常先上位	正常先下位	要注意先以下
「メインバンクの訪問があまりない、全く訪問がない」割合	18%	9%	16%	29%
「メインバンクが担保・保証がないと融資に応じてくれない」割合	40%	23%	39%	54%
過去1年以内に資金繰りに困った企業のうち「メインバンクから特段支援を受けていない」割合	31%	18%	26%	37%

(資料)金融庁

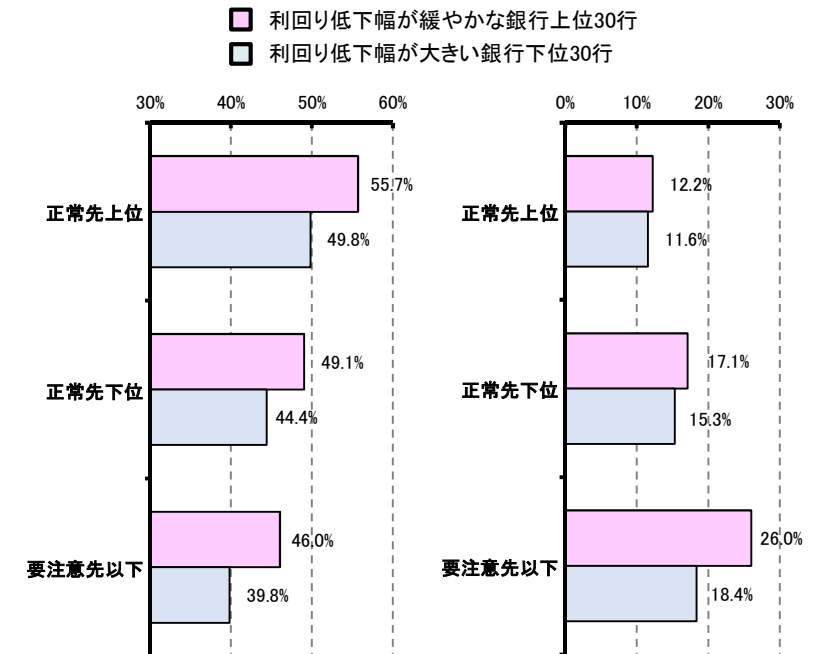
### 政府系金融機関との取引を選択した理由

理由	回答率	理由	回答率
1. 民間金融機関も支援してくれたが、政府系金融機関の方が借入れ条件が良かったから	59%	4. 民間金融機関に勧められたから	8%
2. 借入先の多様化を図りたいから	42%	5. 民間金融機関では支援してくれなかったから	7%
3. 政府系金融機関の方が民間金融機関よりも職員の専門性が高いと感じたから	9%	6. 政府系金融機関の方が民間金融機関よりも営業熱心だったから	7%

(資料)金融庁

### 貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行30行の特徴 (2013年3月～2017年3月)

＜経営上の課題や悩みの把握＞ 「良く聞いてくれる」割合  
 ＜金融機関のサービスの効果＞ 「非常に役に立った」割合



(資料)金融庁

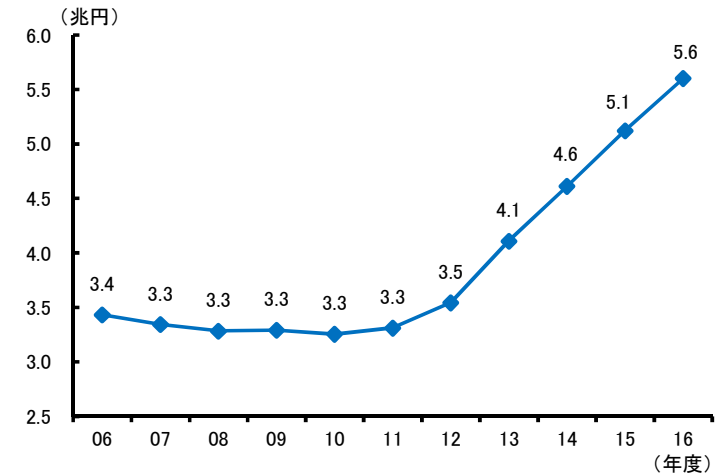
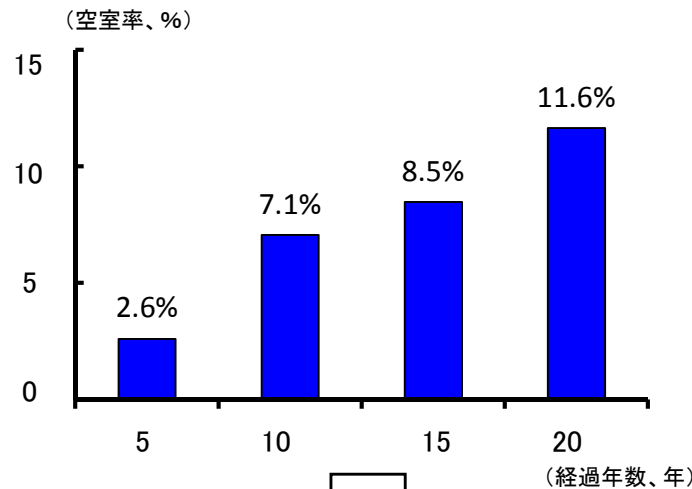
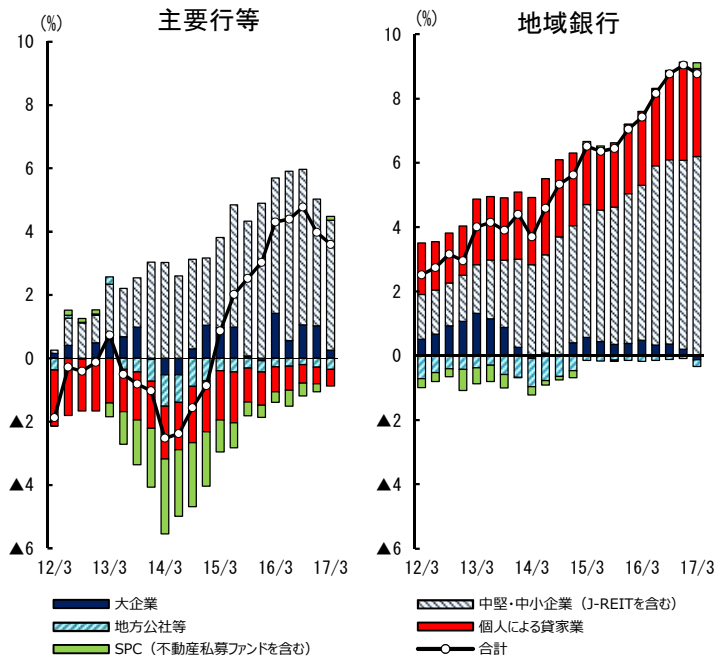
## アパート・マンションローンと銀行カードローンの増加

- アパート・マンションローン(個人による貸家業向け貸出)は、借り手の相続税対策等を目的に、特に地域銀行で増加傾向。築年数の経過とともにアパート収支のみで返済資金を賄えない借り手が増える傾向。金融機関は、金利上昇や空室・賃料低下等のリスクを適切に評価し、借り手に分かりやすく伝える必要
- 銀行カードローンについては、低金利環境を背景に近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているとの批判。現在、各銀行において、全国銀行協会の「申し合わせ」を踏まえた対応を行っているが、金融庁は、貸金業法における多重債務発生抑制の趣旨等を踏まえ、業務運営の適正化をスピード感を持って推進する。このため、検査を通じて業務運営の詳細な実態把握を行うとともに、「カードローンホットライン」を開設し、利用者から直接情報収集する

不動産業向け貸出金増加額(前年同期比)の内訳の推移

アパート・マンションローンの経過年数と空室率

銀行カードローン等貸付残高の推移



築年数の経過とともに、アパート収支の赤字が増える傾向

(注) 地域銀行のアパート・マンションローンのサンプル調査。  
(資料) 金融庁

(注) 「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。  
(資料) 日本銀行より、金融庁作成。

# Ⅱ. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

## 顧客本位の業務運営の確立・定着等を通じた家計の安定的な資産形成（1/2）

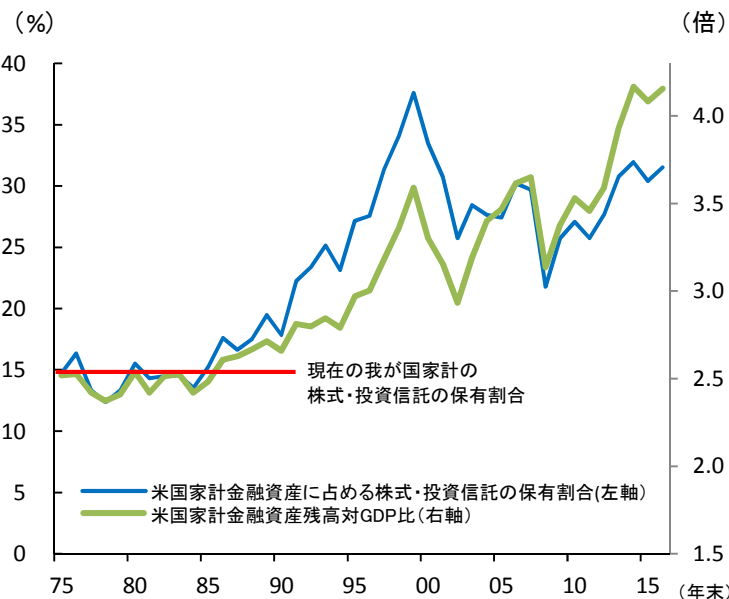
- 我が国の家計金融資産の伸びは、米国に比べはるかに低い（過去20年間の増加率は、我が国の1.54倍に対し米国は3.32倍）
  - ✓ 米国と我が国では、家計金融資産の構成比に大きな差（米国は金融資産の46.2%が株式・投資信託、我が国は51.7%が現預金）
  - ✓ 米国家計もかつては今の我が国の家計と同程度しか株式・投資信託を保有していなかったが、401(k)やIRAの普及が資産の分散を後押し（注）401(k)は企業型確定拠出年金、IRAは個人向け確定拠出年金
- 我が国においても、家計の安定的な資産形成に向け、長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要

家計金融資産の日米比較

		日本	米国
残高	2016年 (A)	1,815兆円	8,821兆円
	1995年 (B)	1,182兆円	2,343兆円
	増加率 (A/B)	1.54倍	3.32倍
運用リターンによる残高の増加率 (1995年比)		1.20倍	2.45倍
現預金の割合		51.7%	13.7%
株・投資信託の割合 (うち年金・保険等を通じた間接保有分)		18.6% (3.7%)	46.2% (16.1%)
家計所得のうちの勤労所得と財産所得の比 (2015年)		8:1	3:1

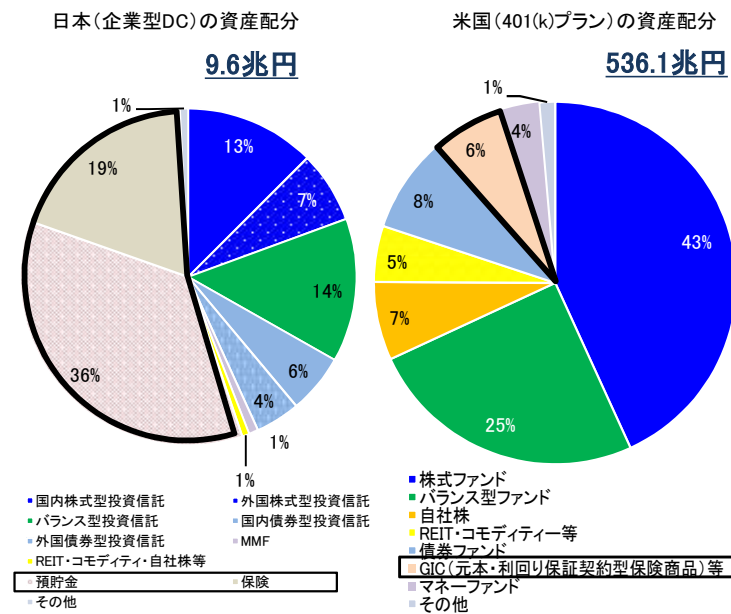
(注1) 特に記載のない部分につき、数値は2016年末時点。  
 (注2) 右の為替レートを使用(1995年末 1ドル=102.9円、2016年末 1ドル=116.9円)。  
 (注3) 米国の残高増加率は、ドル建の数値で算出。  
 (注4) 勤労所得は賃金・俸給(個人事業主が受け取る報酬は含まない)。  
 財産所得は金融資産による所得(利子・配当・その他の投資所得) + 不動産賃貸料(金融資産や不動産の譲渡益・含み益は含まない)。  
 (資料) 日本銀行、FRB、Bureau of Economic Analysis、内閣府より、金融庁作成。

米国家計金融資産の株式・投資信託の保有割合の推移



(注) 株式・投資信託の保有割合は、年金・保険等による間接保有分を除いた直接保有分の割合。  
 (資料) FRB、Bureau of Economic Analysisより、金融庁作成。

我が国の企業型DCと米国401(k)の資産配分の比較



(注1) □ は元本確保型商品。  
 (注2) 日本の資産配分の割合及び運用資産額は2016年3月末の数値。  
 (注3) 米国の資産配分の割合は2014年末の数値。  
 運用資産額は2015年末の数値(1ドル=120.6円にて換算)。  
 (資料) ICI/EBRI database、運営管理機関連絡協議会等より、金融庁作成。



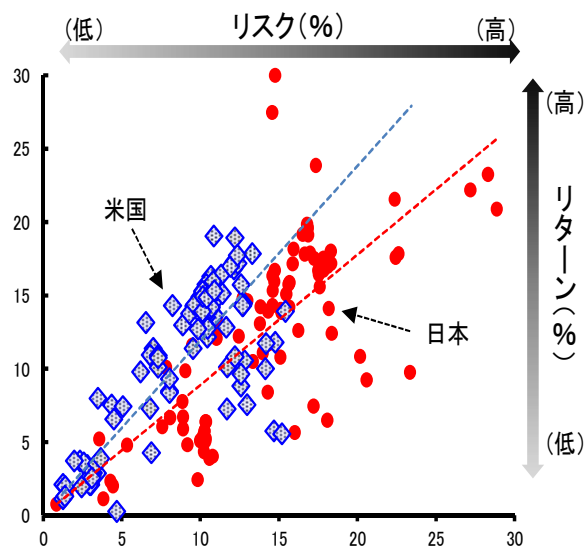
## 顧客本位の業務運営の確立・定着等を通じた家計の安定的な資産形成（2/2）

### ■ 我が国の投資信託の販売実態等を見ると、引き続き以下の傾向が見られる

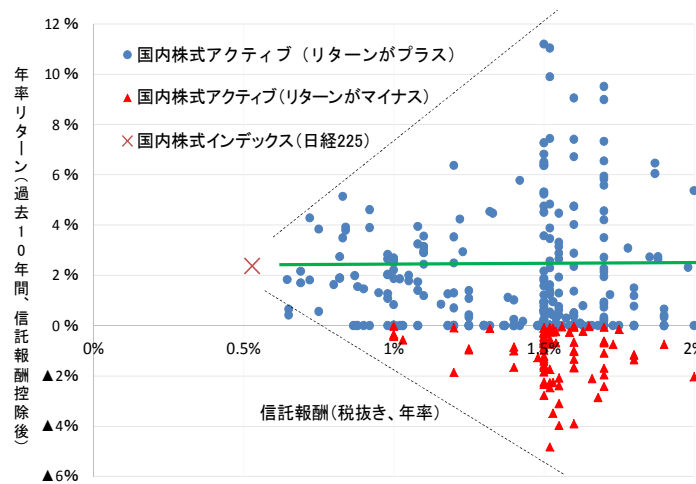
- ①米国と比べ、リスクに見合うリターンをあげていない投資信託が多い
- ②パフォーマンスの良いアクティブ運用投資信託が少ない
- ③テーマ型投資信託が多い（売買のタイミングを適切に見極めることは困難）
- ④回転売買が多い
- ⑤高い販売手数料や信託報酬の投資信託が多い
- ⑥販売会社と系列の運用会社との結びつきが強い

### ■ 顧客本位の業務運営に真剣に取り組む金融機関が見られるほか、つみたてNISAの対象商品として、手数料が低く長期の資産形成を指向する投資信託が増えるなど、新たな動きも見られる

日米の投資信託の純資産総額上位100銘柄（設定後5年超）のリスク・リターン分布



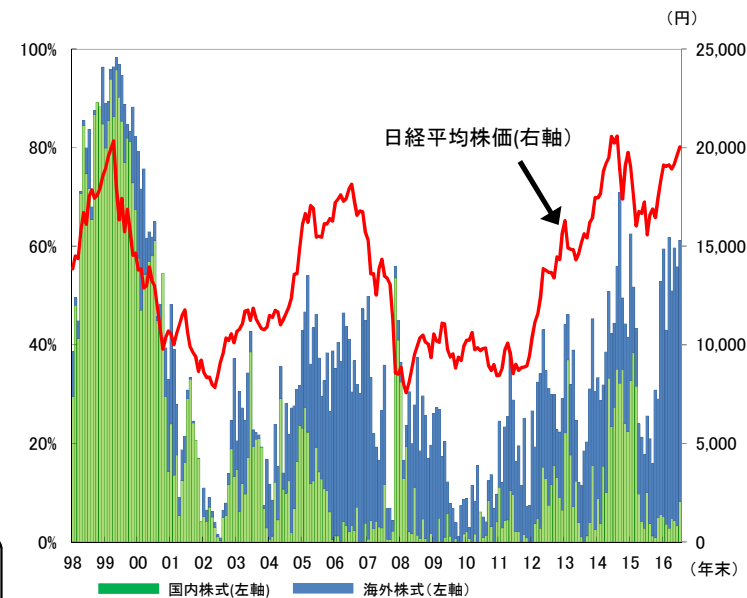
アクティブ運用投資信託の信託報酬とリターン



国内株式アクティブ運用投資信託全体のうち、**71%**が日経225参照インデックス運用投資信託のリターンを下回る。

- (注1) 10年以上存続している国内株式へ投資するアクティブ運用投資信託（DC専用を除く281本）について調査。
- (注2) 信託報酬には、ファンドオブファンズの場合、投資先ファンドの信託報酬を含む。
- (注3) 緑線は、国内株式インデックス（日経225）の年率リターンを示す。
- (資料) QUICK、Bloomberg（2016年11月末時点）より、金融庁作成。

投資信託販売額に占める株式投資信託の割合と日経平均株価の推移



- (注) 資金純増上位50ファンドが対象（期間：1998年12月から2017年6月まで）。
- (資料) 投資信託協会等より、金融庁作成。

- (注1) 日米とも、2017年5月末の純資産総額上位100銘柄（設定後5年超）。
- (注2) 日本は、ETF、DC専用、ラップ・SMA専用を除く公募株式投資信託。米国は、ETF、DC専用、MMFを除く公募投資信託。
- (注3) リスクは、5年間の月次リターンの標準偏差（年率換算）。リターンは、5年間のトータルリターン（年率換算）。
- (注4) 図の点線は近似曲線。
- (資料) Bloombergより、金融庁作成。

## 機関投資家による投資先企業との建設的な対話の促進とそれを通じた企業価値の向上

- スチュワードシップ・コードの改訂を受け、国内大手の機関投資家には、個別の投資先企業ごとに議決権行使結果を公表するなどの動き
- 今後、企業が、内部留保を溜め込むのではなく、資本コストを意識して果敢に経営判断を行っていけるよう、機関投資家と経営者との建設的な対話を通じ、資本効率向上に向けた経営戦略の策定や、CEO・取締役会の資質向上などを促していく必要

## 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

- 我が国の証券市場における不公正取引(インサイダー取引、相場操縦等)、上場企業による開示の問題は、従来よりも増加
- 金融取引のグローバル化、IT技術の進展等に伴い市場構造が変化する中、市場環境のマクロ的視点での分析等によるフォワードルッキングな市場監視や根本原因の究明・指摘等に注力していくとともに、市場監視システムの高度化と調査・検査手法の見直しを進めていく必要

## 企業の情報開示、会計基準、会計監査の質の向上

- 国民の安定的な資産形成や証券市場の活性化を実現していくためには、投資判断に必要な情報が、十分かつ適時・公平に、分かりやすく開示される必要。このため、フェア・ディスクロージャー・ルールを導入するとともに、上場企業の情報開示のあり方についての検討に着手
- 同時に、財務諸表が企業活動を適正に反映するよう、会計基準の質の向上や、監査法人のガバナンス・コードの策定など適正な会計監査の確保に向けた取組みを実施

### フィンテックへの対応

- フィンテックの進展等により、金融ビジネスがBtoC型からCtoB型のビジネスモデルに移行する可能性がある中、利用者保護等を確保しつつ、金融サービスのイノベーションを促し、利用者利便等の向上につなげるための環境整備を図る必要
- フィンテックの進展に対応して、以下の取組みを実施
  - ✓ 銀行法を改正し、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションを推進するための環境を整備
  - ✓ IT分野の技術革新の実用化等を促進するため、フィンテック企業に対する支援体制を整備
  - ✓ 企業の財務・決済プロセスの効率化をはじめとする決済高度化を推進
  - ✓ 海外当局との間におけるフィンテックに係る協力枠組みの構築等の国際的なネットワークを強化

### サイバーセキュリティの強化

- 幅広い業態の実態把握を行うとともに、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習をはじめて実施
  - ✓ これらの結果は、業界全体にも還元し、インシデント対応能力の向上を促進

### 株式等の取引の高速化への対応

- 高速取引を行う者に対して登録制を導入し、体制整備・リスク管理、当局への情報提供などの枠組みを整備
  - ✓ 今後、その円滑な実施を通じ、高速取引の実態等の把握に努め、市場の公正性・透明性・安定性の確保を図る必要

## 2. 国際的な課題への対応

### 金融規制・監督のあり方 についての国際的な提言

- 経済の持続的成長と金融システムの安定の両立や規制の影響評価の必要性等について問題提起  
規制の影響評価については国際的な取り組みが開始
- 「国際的な議論の重点を規制から監督に移すべき」「金融仲介の質の向上につながる監督のあり方を模索すべき」等の問題提起を続けている

### IFIARを通じたグローバルな監査の 品質向上に向けた積極的な貢献

- 2017年4月、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が事務局を東京に開設し、IFIAR総会を開催
- 2016年12月、事務局支援や、国内の監査品質に関する意識向上を通じたグローバルな監査品質向上を目的とする日本IFIARネットワーク<sup>(注)</sup>を設立  
(注)国内における監査のステークホルダーにより構成
- 本件はグローバルな金融行政の課題への積極的な関与のモデルケース

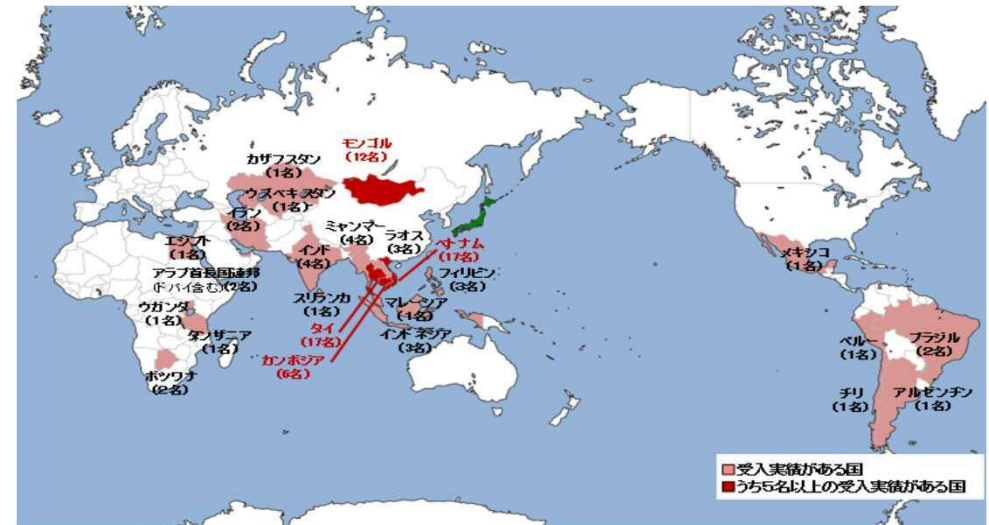
### 国際的なネットワーク・協力の強化

- 海外当局とフィンテックに関する連携強化や監督上の協力促進について合意
- 「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」で新興国当局職員（25の国・地域から累計88名）を受け入れ、研修プログラムを提供。過去に受け入れた職員とのネットワークを維持・強化

IFIAR事務局開設とIFIAR年次総会（2017年4月 東京）



金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況



## IV. 金融当局・金融行政運営の変革

### 検査・監督のあり方の見直し

- 金融モニタリング有識者会議が2017年3月に報告書「検査・監督改革の方向と課題」を公表。形式より実質を重視した新しい検査・監督の方向や、それを実現するための具体的な課題について提言
- 今後、報告書を踏まえ、新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していくとともに、幅広い関係者との議論・対話を進め、具体的な施策を検討していく

### 金融庁のガバナンスの改善

- 金融庁自体を環境変化に応じて不断に自己改革していくことのできる組織にしていくため、以下の施策を実施
  - (1) 外部の意見が継続的かつ的確に金融行政に反映される意思決定
    - ✓ 中立的な外部専門家を通じて金融行政への意見等を伺う枠組み(金融行政モニター制度)の活用、外部有識者の積極的な活用(各種有識者会議を開催)等を推進
  - (2) 人材育成等の人事政策の見直し
    - ✓ 各職階に求められる能力やポストに必要とされるスキルの明確化に向けた検討を開始
  - (3) 組織の見直し
    - ✓ ①金融行政の戦略立案機能の強化、②金融行政の専門性の向上、③市場行政を含めた企画能力とフィンテック対応の強化、④各業態毎の検査(オン)・監督(オフ)の一体化、の4つの観点から組織を見直し